



ライフサイエンスデータベース統合推進事業
統合化推進プログラム
研究開発提案募集のご案内
[募集要項]

公募期間：平成 28 年 12 月 8 日～平成 29 年 1 月 31 日

国立研究開発法人科学技術振興機構
バイオインフォマティクスセンター企画運営室

平成 28 年 12 月

本公募は、平成 29 年度政府予算の成立を前提としております。予算の成立状況によっては事業内容や実施内容を変更する場合があります。予めご了承ください。



平成 28 年 10 月、科学技術振興機構は、設立 20 周年を迎えました。

スケジュール

研究開発提案の公募・選考のスケジュールは、以下の通りです。

応募は e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)を通じて行います。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録を済ませてください(「別紙 e-Rad 入力手順」参照)。公募締切日当日は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取ってください。

公募期間	平成 28 年 12 月 8 日 (木) 14 時 ～平成 29 年 1 月 31 日 (火) 14 時<厳守>
書類選考期間	平成 29 年 2 月
書類選考結果の通知	平成 29 年 2 月中旬～下旬
面接選考会	平成 29 年 2 月下旬～3 月上旬
選定課題の通知・発表	平成 29 年 3 月中旬
研究開発開始	平成 29 年 4 月以降

※書類選考期間以降の日程は、変更となる場合もあります。

※書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。

※書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究開発提案の提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。また、別途、不採択理由を送付します。

※選考の結果、採択となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開発開始の手続きについてご案内します。

目次

I. 事業・プログラムの概要	1
1. ライフサイエンスデータベース統合推進事業	1
1-1 概要	1
1-2 実施体制について	1
2 統合化推進プログラム	2
2-1 概要	2
2-2 研究総括によるプログラム運営方針	2
II. 公募内容	4
1. 募集対象となる研究開発提案	4
1-1 概要	4
1-2 対象外となる研究開発内容	5
2 研究開発の規模	6
III. 応募に関する諸条件	7
1. 応募要件	7
1-1 応募者の要件	7
1-2 研究体制の要件	9
1-3 研究機関の要件・責務等	9
2 研究開発提案者と研究総括の利害関係について	10
3 公正な研究活動を目指して	11
3-1 研究倫理教育に関するプログラムの履修	12
3-2 研究費の不正な使用等に対する措置	12
3-3 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備および不正行為等への対応に関する措置	12
3-4 研究活動における不正行為に対する措置	12
4 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	13
5 不合理な重複・過度の集中に対する措置	14
6 研究開発提案に関する情報の取り扱い	16
7 ダイバーシティの推進について	16
IV. 研究開発提案書の作成・提出	17
1 応募に必要な様式	17
2 入手方法	17
3 作成上の注意	17
4 e-Rad による提出方法	17
V. 選考について	18
1 選考の流れ	18
2 選考に関わる者	18
3 選考の観点	18
4 特定課題調査	19
VI. 採択後の研究開発推進	20
1 研究開発計画の策定と決定	20
2 進捗管理	20
3 評価	20
3-1 中間評価・事後評価	20
3-2 追跡評価	21
4 研究開発契約	21
5 研究開発費	21
5-1 研究開発費(直接経費)	21
5-2 間接経費	22
5-3 研究開発費の年度を超えた繰越	22
6 NBDC が運用するサービスへの協力	22
6-1 Integbio データベース カタログ	22
6-2 生命科学系データベース アーカイブ	23
6-3 NBDC RDF ポータル	23
6-4 NBDC ヒトデータベース	23
VII. 研究開発の実施に際しての注意事項	24
1 研究費の不正使用及び不正受給への対応	24
2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について	25
2-1 公的研究費の管理・監査の体制整備等について	25
2-2 「体制整備等自己評価チェックリスト」について	26
2-3 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について	26
3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	27

3-1	体制の整備等について	27
3-2	取組状況に係るチェックリストの提出について	27
4	研究活動における不正行為に対する措置	27
5	人権の保護および法令等の遵守への対応について	29
6	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	30
7	博士課程(後期)学生の処遇の改善について	31
8	若手の博士研究員のキャリアパスについて	31
9	研究設備・機器の共用促進について	31
10	オープンアクセスについて	32
11	「国民との科学・技術対話」について	32
12	採択された課題に関する情報の取り扱いについて	33
12-1	情報の取扱いと公表について	33
12-2	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供	33
13	researchmapへの登録について	33
VIII.	Q & A	34
1	研究倫理教育に関するプログラムの受講について	34
1-1	研究倫理教育に関するプログラムの内容について	34
1-2	プログラムの修了証明について	34
1-3	修了証番号の申告について	34
1-4	CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について	35
1-5	研究倫理教育に関するプログラムの受講期限について	35
2	研究開発計画について	36
2-1	研究開発実施体制・予算配分について	36
3	委託研究開発契約について	36
4	研究開発費について	36
4-1	研究開発費の用途について	36
5	応募方法について	36
6	その他	37
6-1	面接選考	37
6-2	採択後の異動について	37
IX.	問い合わせ先	38

I. 事業・プログラムの概要

1. ライフサイエンスデータベース統合推進事業

1-1 概要

ライフサイエンスデータベース統合推進事業（以降、本事業という。）は、我が国におけるライフサイエンス研究成果の広範な共有と活用を促す統合的な情報基盤を整備することにより、効果的・効率的な研究開発環境を実現し、我が国のライフイノベーションの推進に資することを目的として実施するものです。

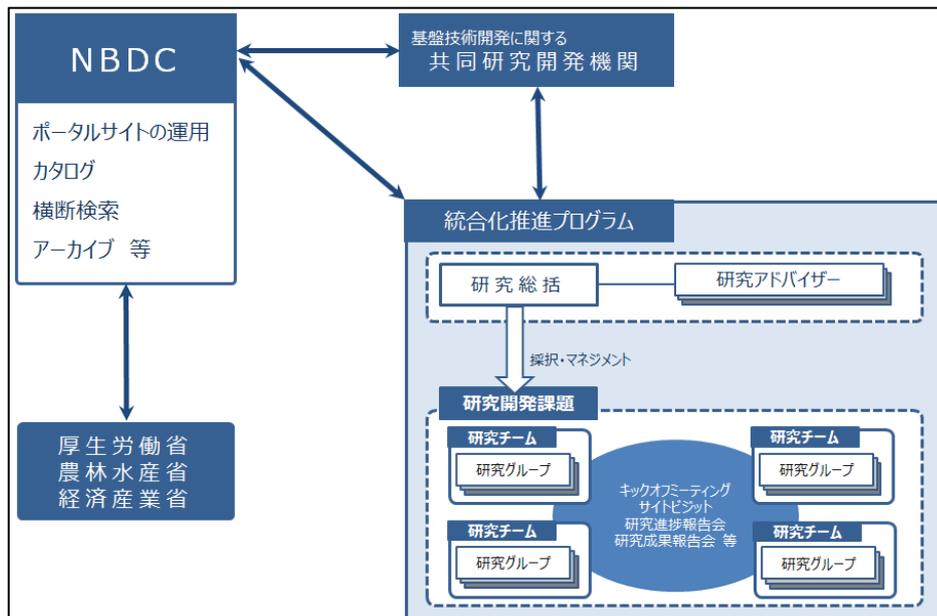
JST は、本事業で、上記の目的を達成するため、次項に掲げることを推進します。

- (1) 我が国のライフサイエンスデータベース整備戦略の立案に関すること。
- (2) ライフサイエンスデータベース統合のための研究開発に関すること。
- (3) データベース統合化に資する基盤的技術の研究開発に関すること。
- (4) データベース統合化の推進に関すること。

1-2 実施体制について

NBDC では、データベース統合化に向け、厚生労働省、農林水産省、経済産業省と連携し、データベースに係るポータルサイトの運用及びカタログ、横断検索、アーカイブなどのサービスを実施しています。また、データベース統合化のための基盤的な技術の開発を共同研究開発機関と共同で実施しています。さらに、生命科学における各データベースの統合のため、統合化推進プログラムを設置し、研究開発課題を公募して、全国の研究機関へ研究開発を委託しています。

このうち、統合化推進プログラムでは、プログラムの責任者である研究総括（PO：プログラムオフィサー）を JST が定めます。研究総括は、研究アドバイザー等の協力を得ながら、本事業の趣旨にふさわしい研究開発課題とその研究代表者を選考します。選定された研究開発課題の研究代表者は、研究チームを編成し、研究総括のマネジメントのもとで、研究開発課題同士、NBDC 及び NBDC の共同研究開発機関などの中で緊密な連携を取りつつ研究開発を推進します。



1.事業・プログラムの概要

2 統合化推進プログラム

2-1 概要

統合化推進プログラム（以降、本プログラムという。）は、研究データの統合的な活用を図るため、わが国の生命科学研究等によって産出された研究データを広く収集するデータベースを対象とし、より多くの多様な研究者にとってより価値のあるものへと発展させる研究開発を推進します。具体的には、研究データの収集・標準化・品質管理・公開・共有・安定運用に関する体制の構築や、他に開発されているデータベースとの連携・統合化とそれに必要な技術開発、研究効率化のためのインターフェース設計・開発、ツール開発などを含みます。これらの研究開発の実施に当たっては、データ提供者、データ利用者（学協会をはじめとした研究者コミュニティ、食品業界、製薬業界などの産業コミュニティなどを含む）との緊密な連携・協業を必須とします。

本プログラムの実施により、生命科学に関わる研究者が、目的とする科学的知見を容易に閲覧・参照できるのみならず、単独の研究からは得ることのできない関連分野の有用情報を発見し、また公開データを用いた大規模解析によって新たな知見を見いだす事が容易な情報基盤の確立を目指します。食糧、環境、エネルギー問題、健康、医療等にソリューションを提供する、科学技術イノベーションの創出の基盤として貢献することを期待します。

2-2 研究総括によるプログラム運営方針

振り返ってみますと統合化推進プログラムが開始されて7年目を目前にし、NBDCによる統合データベースも日本の生命科学系データベースをまとめているというにふさわしく大規模なものに発展してまいりました。まずはここに関係諸氏の事業へのご協力に厚く感謝申し上げます。

今更言うまでもないことですが、生命科学分野におきましては、NGS（次世代シーケンサー）の実用化が進んだことでヒトに関する大規模配列決定が可能となり、国内外でゲノムコホート研究が推進されるようになりました。また、ここ数年のICTの技術の発達には著しいものがあり、"Big Data"、"Deep Learning"、"AI"などのキーワードが生命科学の研究でも日々取りざたされるようになりました。こうした事柄が示すように、生命科学の研究自体が大規模解析の時代へ入り、情報技術なしには研究が進まない様相を呈してきました。そうした大規模解析時代の生命科学のまさに基盤となるデータベースを統合化し、日本の研究推進に資する体制を構築してきた本プログラムの取り組みは時宜を得ているものと考えております。しかも、この流れはさらに加速していくものと考えております。しかしながら、限られた原資の中で、新たな分野の統合や解析技術、データベース技術の開発を積極的に進めつつ、すでに構築したデータベースの運用や改善を継続していくためには今までとは違う方法や工夫が必要となります。また、生命科学それ自体も、これまで以上に日本の強みとして発展させるためには生命科学における多様な分野を超えた知の結集が必要です。もちろん全てに潤沢な予算を投じることが可能であればそれが良いに決まっていますが、ここはむしろ限られた予算の中での優れた研究開発事業の実施という日本らしいイノベーションを実現したいと考えております。

概要にも述べましたように日本の生命科学分野の存続発展に欠くことのできぬデータベースを、さらに収集しつつ良いものにしていくことはNBDCの存在意義そのもので決しておろそかにはできません。優れた提案と優れた運営で乗り切っていければと考えております。是非とも多くの皆様がこれに共鳴下さり、応募していただくことを期待しております。

知の結集という観点で、今回は特に研究開発の対象であるデータベースによっていかに日本の生命科学の

I.事業・プログラムの概要

研究にイノベーションをもたらすのか、他にはないどのような工夫（競合優位性）がされているかなど鋭い切り口での応募を期待したいと思います。データベースが網羅性を確保することは前提であるものの、関連する研究データを統合することで生物学的意味（遺伝子であればその機能）が見出されねば有意義なものになりません。そこに重要な工夫の余地があると考えております。

研究開発の実施にあたりまして、定期的な評価にとどまらず、成果が期待できる研究開発へのサポートや方向の修正などタイムリーに対応させていただく体制をとりたいと考えております。いうまでもなく生命科学分野は多様であり、データベースも非常に多様な用途に対して応えることを強いられます。特にそれに対応し、NBDCでは今までなかなか実施できなかった、データベースを利用する多様な関係者からの声をプロアクティブに拾い上げていく仕組みを各研究チームとともに作りたいと考えています。データベース開発を行う方々にはあらかじめ想定するユーザーや成果についてより具体的なビジョンを持つての研究開発計画の策定をお願い申し上げます。

このように、本事業の成功には以前に増して質の高いマネジメント（リソースアロケーションを含む）と広い分野（ユーザー層を含む）との協力体制の構築が必須であると考えます。可能な限り各分野御専門のアドバイザーの先生方のご指導を取り入れつつ、きめ細やかな事業運営を行いたいと考えております。皆様方のご協力をお願い申し上げます。

研究総括

長洲 毅志

II. 公募内容

1. 募集対象となる研究開発提案

1-1 概要

以下「対象とするデータベース」の条件 a)～i)を全て満たすデータベースについて、より多くの多様な研究者にとってより価値のあるものへと発展させる研究開発を対象とします。具体的には、研究データの収集・標準化・品質管理・公開・共有・安定運用に関する体制の構築や、他に開発されているデータベースとの連携・統合化とそれに必要な技術開発、研究効率化のためのインターフェース設計・開発、ツール開発などを含みます。これらの研究・開発の実施に当たっては、データ提供者、データ利用者（学協会をはじめとした研究者コミュニティ、食品業界、製薬業界などの産業コミュニティなどを含む）との緊密な連携・協業を必須とします。

ただし、「対象とするデータベース」の条件 c)～i)については、応募時点で満たされていない場合でも、当初 3 年以内で全ての条件満たすための研究開発を終了し、その後、前段落に記載した研究開発を実施するものであれば応募可能です。

なお、研究開発課題が研究開発を行うデータベース（主なデータベース）は基本的に一つとします。互いに独立して運用される 2 つ以上のデータベースを研究開発対象とすることはできません。ただし、主なデータベースに有機的に連携しているデータベースについては、主なデータベースの価値を直接的に高めるための最低限な維持・更新や研究開発を行うのであれば、研究開発対象とすることが可能です。

<対象とするデータベース>

- a) データ搭載対象の研究分野は、次の両方に該当する。
 - ・生命科学分野のうち基盤的であって、基礎・応用問わず多方面の研究開発への影響力がある研究分野
 - ・我が国において一定以上の規模がある、あるいは今後規模の拡大が見込まれる研究分野
- b) 次のいずれかに該当するデータベースである。
 - ・国際的に中核的な立場にある生命科学系データベース
 - ・我が国として独自に整備すべき生命科学系データベース
- c) 搭載・公開する研究データは、原則として網羅性がある。搭載する範囲を限定する場合、限定する範囲がデータベースの目的に照らして適切である。
- d) 研究データは、品質が明確な基準に基づいて検証され、必要に応じて標準化、改訂、増補などがなされた上で搭載・公開される。
- e) データの形式や構造、オントロジー、ID、メタデータ等は、生命科学分野や隣接分野のデータと連結されて統合的に利用されることを前提として開発され、また整備されている。また、NBDC と NBDC の共同研究機関が開発を進める統合化技術（※）と互換性を有する。
- f) データベースの利用許諾条件として、CC BY-SA、CC BY、または CC 0 を採用する。すなわち、利用者が了解を得ることなしに、営利目的も含め、データを改変した上で再配布すること等を可能とする。ただし、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデ

II.公募内容

ータを取り扱う場合、前文の条件に関わらず、適切なアクセス制限のレベルを設定し、データの利用に先だってその可否を審査する。

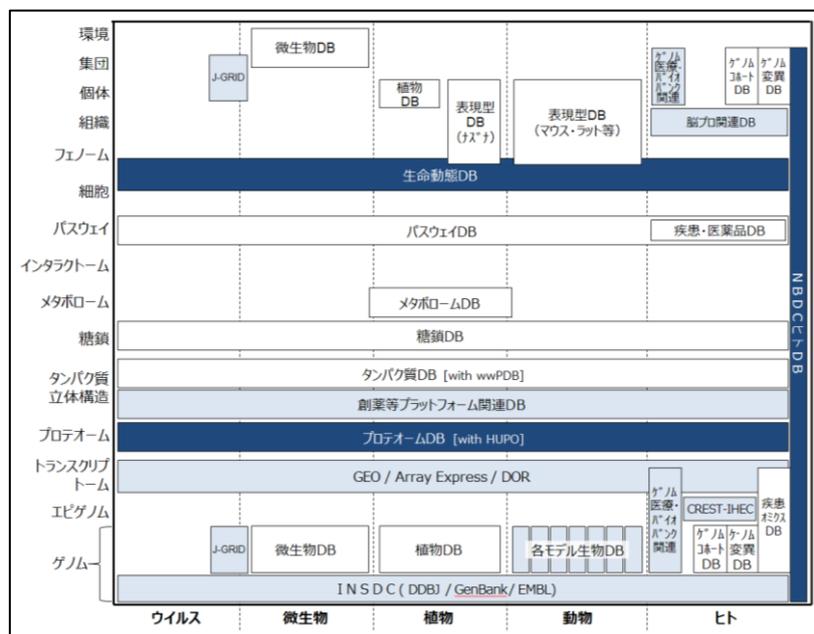
- g) 開発対象のデータベースについて、データ搭載対象とする主な研究分野において十分な数の研究者が利用しており、今後、さらにより多く多様な研究分野からの利用が期待できる。
 - h) 関連する国内外の研究組織（研究機関、学会等）と密に連携して開発・運用がなされている。
 - i) (主なデータベース以外のデータベースを開発対象とする場合)ファイル形式、オントロジー、ID、インターフェースなどについて相互に有機的な連携がなされている。
- ※ 研究データの RDF 化については、「DBCLS RDF 化ガイドライン」を参照。

DBCLS RDF 化ガイドライン <http://wiki.lifesciencedb.jp/mw/RDFizingDatabaseGuideline>

■ 主要なデータベースの俯瞰図と NBDC がこれまでに推進してきたデータベース

下図に、他組織・事業で構築されている主要なデータベースと NBDC がこれまで推進してきたデータベースを示す。

- (白い枠) NBDC がこれまで推進してきたデータベースのうち今年度末(平成 28 年度末)までに研究開発が終了するもの。
- (濃い青枠) NBDC がこれまで推進してきたデータベースのうち来年度末(平成 29 年度末)に研究開発が終了するもの（生命動態 DB、プロテオーム DB）及びヒト試料由来データのリポジトリとして NBDC が直接運用するもの（NBDC ヒト DB）。
- (薄い青枠) 他組織・事業で構築されている主要なデータベース（NBDC 調べ）。



1-2 対象外となる研究開発内容

研究開発提案に次の研究開発活動が含まれる場合、選考の対象外とします。

- a. NBDC が（ファンディングとしてではなく）直接または他の組織や制度において整備が進められているデータベースやそれに類似・競合するデータベースの構築、運用、更新

II.公募内容

(例えば、ヒト試料由来データのリポジトリである NBDC ヒトデータベース (概要は「VI.6-4 NBDC ヒトデータベース」(23 ページ) 参照)、日本医療研究開発機構「疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト」で整備を進めているデータベース等)

- b. データベースに搭載するデータの産出を目的とした生物実験の実施
- c. 収録データの主体的な解析のうち新たな科学的知見を得るために実施するもの。
- d. 生物種別や生物学的階層別のデータベースあるいは個々の研究組織やプロジェクトから産出されたデータのみを搭載する個別のデータベースの構築、運用、更新、研究開発

2 研究開発の規模

以下の範囲内で提案者が設定することができます。

選考に当たって、設定された研究開発期間、研究開発費に対する研究開発計画の妥当性も審査の観点となります。応募段階における統合の状況、想定される開発の規模、データ量等、十分に考慮して研究開発費を設定してください。

選考の結果、採択時に設定された研究開発期間、研究開発費を変更する場合があります。また、研究進捗状況等を踏まえ、研究開発期間中に別途調整する場合があります。研究開発期間を 3 年以上とする場合には、第 3 年次に中間評価を実施します。

研究開発期間	研究開発費	採択課題予定数
5 年以内 (平成 29 年 4 月から最長平成 34 年 3 月まで)	3,500 万円程度/年以内	7 件程度

※JST は、委託研究開発契約に基づき、研究機関に対して上記研究開発費 (直接経費) とは別に、直接経費の 30%を上限として間接経費を支払います。

III. 応募に関する諸条件

1. 応募要件

応募要件は以下の 1-1～1-3 の通りです。

採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として研究開発提案書を不受理ないし不採択とします。

また、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中、応募要件を維持する必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

なお、応募に際しては、本章 2.～7.、「VII 研究開発の実施に際しての注意事項」(24 ページ)に記載されている内容についてもご理解の上、ご応募ください。

1-1 応募者の要件

a. 研究代表者となる研究開発提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関で研究開発を実施する体制を取ること。

※ 以下の方も、上記を満たすことが可能であれば、研究開発提案者として応募できます。

- ・外国籍研究者
- ・非常勤の職員（客員研究員等）
- ・研究開発期間中に定年退職を迎える者
- ・応募時点で特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者
- ・大学、研究所等以外の組織（民間企業等）に所属する者

b. 全研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること（詳細は「採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(7 ページ～)参照）。

c. 研究開発期間後も、開発対象とするデータベースの運用・公開の体制維持に責任を持つことのできる研究者であること。

d. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「4 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(13 ページ)参照。

e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- ・研究開発提案が採択された場合、研究代表者および研究参加者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究開発費の不正使用を行わないこと。

III.応募に関する諸条件

- ・本研究開発提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為が行われていないこと。

<採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等>

- (1) JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行してください。
- (2) 提案した研究開発課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 募集要項等の要件を遵守する。
 - b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用等を行わない。
 - c. 研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を履修するとともに、参加する研究員等に対して履修義務について周知し、内容を理解してもらう（研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください）。（「4 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(13 ページ)参照）。
- (3) 研究代表者には、研究チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。主たる共同研究者には、自身の研究グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。
- (4) 自身のグループの研究参加者や、特に当該研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- (5) 研究開発費で雇用する若手の博士研究員、アノテータ、キュレータ等について、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください（「VII.8 若手の博士研究員のキャリアパスについて」(31 ページ)参照）。
- (6) 研究開発の実施に当たり、NBDC や NBDC の共同研究開発機関が実施するデータベース基盤技術開発に係る活動への参加を求めます。
- (7) 開発対象とするデータベースにヒト試料を用いた研究等の成果として産生されたデータを含む場合には、当該データの取り扱いについて NBDC ヒトデータ共有ガイドラインおよび NBDC ヒトデータ取り扱いセキュリティガイドライン（※）を遵守してください。
※<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>
- (8) JST（研究総括を含む）に対する所要の研究開発報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、研究総括が随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応していただきます。
- (9) 研究開発成果の取り扱い
 - a. 国費を財源とした研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
 - b. 研究開発実施に伴って得られた研究成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果であ

III.応募に関する諸条件

る旨の記述を行ってください。

- c. 研究開発対象のデータベース等は、「Integbio データベースカタログ」への情報提供、「生命科学系データベース アーカイブ」へのデータセットの寄託、「NBDC RDF ポータル」への RDF 化データの提供を行っていただきます。また、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータは、NBDC ヒトデータベースへ提供していただきます（詳細は「VI.6 NBDC が運用するサービスへの協力」(20 ページ) 参照)。
 - d. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム、学協会への出展等に研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
 - e. 研究データの搭載、公開を妨げない範囲において、知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究開発契約に基づき所属機関から出願していただきます。
 - f. データベース等の利用者数（アクセス数）、第三者がデータベース等を活用して得た成果の情報を積極的に記録し、NBDC と情報を共有してください。
- (10) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください（「VII.11 「国民との科学・技術対話」について」(32 ページ)参照）。
- (11) JST と研究機関との間の委託研究開発契約と、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。
- (12) JST は、研究開発課題名、研究参加者や委託研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）および内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります（「VII.12-2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供」(33 ページ) 参照）。
- (13) 本事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (14) 研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

1-2 研究体制の要件

- a. 研究チームは、研究代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. データベースを構築・運用・公開、研究・開発した実績を持つ者を、研究体制に含むこと。
- c. 研究チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

1-3 研究機関の要件・責務等

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究開発契約を締結しなければなりません。また、研究開発契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究開発契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

III.応募に関する諸条件

<http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/rdprog-manual>

- b. 研究機関は、研究開発費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究開発費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- c. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- d. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- e. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- f. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります）。
- g. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」を遵守する必要があります。詳細は「VII.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について」(25 ページ)、「VII.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」(27 ページ)参照。
- h. 研究機関は、本プログラムの研究参加者に対して研究倫理に関する教材の受講および修了をすよう対応してください。詳細は「4. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（13 ページ）参照。

2 研究開発提案者と研究総括の利害関係について

研究開発提案者が研究総括と下記 a.~d.のいずれかの関係に該当する場合は、選考対象から除外されません。該当の有無について判断が難しい項目が 1 つでもある場合には、事前に巻末の問い合わせ先までお問い合わせください。

- a. 研究開発提案者が研究総括と親族関係にある場合。
- b. 研究開発提案者が研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
- c. 現在、研究開発提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去 5 年以内に緊密

III.応募に関する諸条件

な共同研究を行った場合。

(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究開発課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)

- d. 過去に通算 10 年以上、研究開発提案者が研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とする。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究開発提案者の研究指導を行っていた期間も含まれます。

※ 問い合わせ頂いた時期によっては、回答が募集締切後となる場合があります。募集締切後に判明した場合は、研究開発提案書の受理が取り消されることもあります。

※ 提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

研究活動における不正行為および研究費の不正使用等（※）に対して、JST は以下の措置をとっています。本事業に参加する研究者およびその所属研究機関は、これらへのご対応をお願いします。

（※）「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用をいいます。

III.応募に関する諸条件

「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用をいいます。

「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されることをいいます。

「不正行為等」とは、不正行為、不正受給及び不正使用をいいます。

3-1 研究倫理教育に関するプログラムの履修

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります（平成 27 年度から実施）。

また、採択された場合、研究代表者、個人研究者および研究参加者には、JST が指定する研究倫理に関する e-ラーニングプログラムを受講していただきます。

以上について、詳しくは、「4.研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(13 ページ)をご参照いただき、速やかに対応ください。

3-2 研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置をとります。また、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)および他府省の独立行政法人が配分する競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。

3-3 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備および不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行およびコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、JST への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置をとることがあります。

詳しくは、「VII.2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について」(25 ページ)をご参照ください。

3-4 研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。詳しくは、「VII.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」(27 ページ)をご参照ください。

【参考】

以上の措置は、関係する国の指針類を踏まえつつ、本募集要項および研究機関との委託研究契約に基づいて実施しています。関連する国の指針類のうち主なものは、以下の通りです。

・「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日(平成 24 年 10 月 17 日改正))

III.応募に関する諸条件

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 (平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

4 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究開発提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください(本事業の場合、主たる共同研究者については、申請時の受講・修了は必須とはしません)。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「別紙 e-Rad 入力手順」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、NBDC ポータルの公募情報ページをご参照ください。

(NBDC ポータル公募情報ページ <http://biosciencedbc.jp/funding/fund>)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の右隣にある Ref #)を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken_kan@jst.go.jp

III.応募に関する諸条件

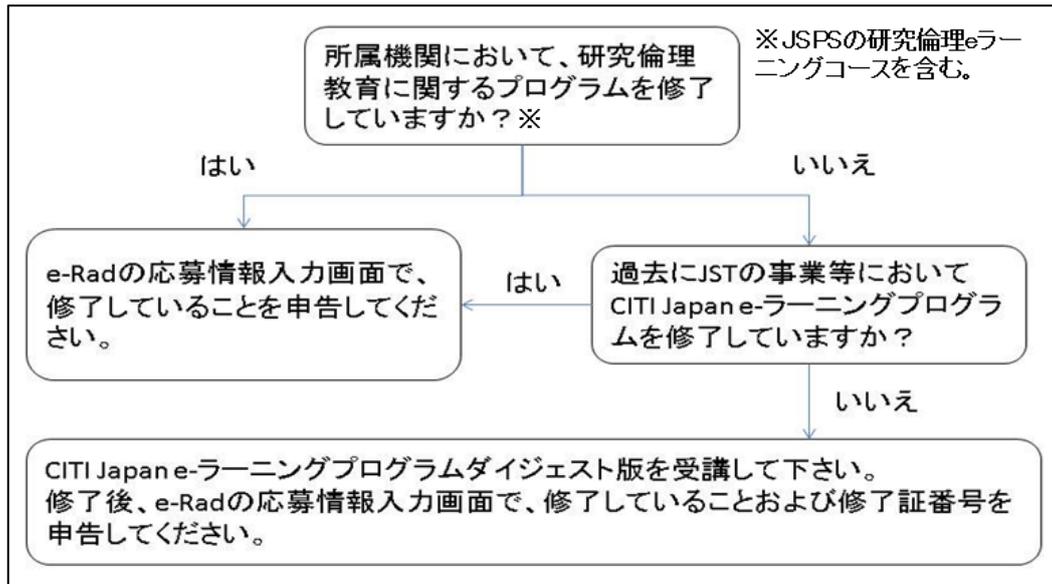


図. 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本プログラムに参画する研究者等について「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成29年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者(主たる共同研究者を含む)に「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にCITI Japan e-ラーニングプログラムの指定7単元を修了している場合を除きます)。

5 不合理な重複・過度の集中に対する措置

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【不合理な重複・過度の集中に対する措置について】

(ア)「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう。以下同じ。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 1)実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2)既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

III.応募に関する諸条件

- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(nbdc-funding@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ)「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(※) 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。

これらの研究開発提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究開発提案の不採択、採択取り消し、又は研究開発費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究開発提案の不採択、採択取り消し又は研究開発費の減額配分とすることがあります。

上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

研究開発提案者が平成 29 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究開

III.応募に関する諸条件

発提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末の問い合わせ先(nbdc-funding@jst.go.jp)まで速やかに連絡してください。

6 研究開発提案に関する情報の取り扱い

研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

7 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 瀧口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

III.応募に関する諸条件

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

JST では、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

JST ダイバーシティの取り組み <http://www.jst.go.jp/diversity/research/index.html>

IV. 研究開発提案書の作成・提出

1 応募に必要な様式

提出書類の一覧は、以下の通りです。研究開発提案書様式を用いて研究開発提案書を作成してください。提案書様式は必ず本年度の様式を使用してください。

様式番号	書類名
表紙	表紙
様式 1	研究開発提案の要旨
様式 2	構想
様式 3	実施体制
様式 4	予算計画
様式 5	業績リスト・事後評価結果(研究代表者)
様式 6	業績リスト(主たる共同研究者)
様式 7	特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)
様式 8	他制度での助成等の有無
様式 9	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式 10	照会先・その他特記事項

2 入手方法

e-Rad もしくは NBDC ポータルの公募情報ページからダウンロードしてご利用ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

NBDC ポータル：<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

3 作成上の注意

「I.1-1 概要」(1 ページ)、「II 公募内容」(4 ページ)、「V.3 選考の観点」(18 ページ)をよくご理解頂いた上で各項目を記載願います。提案書に不備等がある場合、提案を受理しないことがあります。

4 e-Rad による提出方法

別紙「e-Rad 入力手順」参照。

V. 選考について

1 選考の流れ

- (1) 研究総括が研究アドバイザー等の協力を得て、非公開で行います。場合により、外部評価者の協力を得ることもあります。
- (2) 研究総括は、提出された応募書類の内容について書面選考及び面接選考を行います。また、選考において必要に応じて前記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究代表者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。
- (3) 選考日程は、「スケジュール」をご参照ください。
- (4) 以上の結果に基づき、JST は、研究開発課題及び研究代表者を決定します。

2 選考に関わる者

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究開発提案者等に関し、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究開発提案者等と親族関係にある者。
- b. 研究開発提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発提案者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究開発提案者等の研究開発課題の中での研究分担者など、研究開発提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究開発提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発提案者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

3 選考の観点

以下の5つの観点に基づき、選考を行います。

- a) 提案内容は NBDC の方針及びプログラムの趣旨に合致しているか。
 - ・提案内容は、より多くの多様な研究者にとってより価値のあるものへと発展させる研究開発か。
 - ・提案内容の実施によって、わが国の生命科学の研究に科学技術イノベーションをもたらすことが期待できるか。
 - ・開発対象のデータベースは、応募時点で対象とするデータベースの条件 a)～i)を全て満たしているか。c)～i)以外の条件を応募時点で満たしていない場合、現状と、研究開発の開始から3年以内に満たすための実施計画は具体的か。
 - ・対象外となる研究開発内容を含んでいないか。
- 等

V.選考について

- b) ねらい・達成目標は適切か。
- ・達成目標は、実施計画の規模に見合うものであって、進捗を把握するために十分な具体性があるか（中間評価の対象となる課題については、中間評価時までの目標も含む）。
- 等
- c) 実施計画は具体的かつ適切か。
- ・実施計画は、ねらいや目標を達成するために適切かつ具体的か。
 - ・データ提供者、利用者と緊密に連携・協業するための具体的かつ実現可能性のある計画がなされているか。
 - ・予算計画は、研究開発計画の実施にあたって必要十分であって、費目ごと・目的ごとに適切に配分されているか。
- 等
- d) 最適な実施体制、システム構成か。
- ・研究代表者は、研究開発課題全体の責務を担うことができるか。
 - ・研究チームは、研究代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制か。
 - ・研究参加者に、データベースを構築・運用・公開、研究・開発した実績のある者が含まれるか。
 - ・データベースのシステム構成は、研究・開発の実施に当たって効率的か。
- 等
- e) 期間終了後の将来展望は明確かつ適切か。

※ 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳細は「III.5 不合理な重複・過度の集中に対する措置（14 ページ）参照。

4 特定課題調査

応募された研究開発提案のうち、少額で短期間にデータベース構築のための各種準備や研究コミュニティとの交渉、研究開発動向の調査等を行うことができ、それにより次年度以降に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、研究総括が採択課題とは別に、特定課題調査を研究開発提案者に依頼することがあります。

特定課題調査の実施は、次年度以降に本事業へ再応募することを条件とします。その際には、他の研究開発提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。

特定課題調査に直接応募することはできません。

VI. 採択後の研究開発推進

1 研究開発計画の策定と決定

- a. 提案された達成目標、実施計画及び研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。
- b. 実際の達成目標、実施計画及び研究開発費は、採択後に研究代表者が作成する、研究開発期間(最長5年)全体を通じた研究開発計画に基づき、研究総括が妥当性を判断したうえで決定します。また、研究総括は、各年度の開始時に研究代表者が作成する年次研究開発計画について、前年度までの進捗状況等を踏まえて妥当性を判断し、決定します。なお、研究総括は、研究開発計画の妥当性の判断に当たって研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、定期的な研究開発状況の報告、課題評価の結果等を参考にします。また、研究開発計画の承認にあたっては、本プログラム全体の目的達成等のため、達成目標、実施計画の追加・削除、研究開発費の増額・減額、研究開発課題間の連携等を行う場合があります。

※ 本事業全体の予算状況等によって研究開発計画が研究開発期間の途中で見直されることがあります。

2 進捗管理

研究代表者には、四半期に一度、データベースの利用状況を提出いただきます。また、研究チームによる顕著な成果や第三者がデータベース等を活用して得た成果情報を、都度 JST へ報告いただきます。

データベースの利用状況、研究チームによる顕著な成果や第三者がデータベース等を活用して得た成果情報、当該年度の研究・開発の実施状況、目標達成状況等の詳細は、各年度の終了後に、研究開発実施報告書として JST へ提出いただきます。

上記の他、研究総括の求めに応じ、適宜、進捗報告会、サイトビジット等を実施します。

3 評価

3-1 中間評価・事後評価

研究総括は、研究開発の進捗状況や研究成果を把握し、研究アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の中間評価および事後評価を行います。研究開発期間を3年以上とする場合、中間評価は第3年次に、また事後評価は研究の特性や発展段階に応じて研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究開発終了前の適切な時期に実施します。

中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究開発費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了(中止)や研究開発課題間の調整等の措置を行います。

これらの評価結果は、NBDC ポータル (<http://biosciencedbc.jp/>) にて公開します。

上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

VI.採択後の研究開発推進

3-2 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

4 研究開発契約

- a. 研究開発課題の採択後、原則として JST は研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関との間で委託研究開発契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究開発費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「III.1-3 研究機関の要件・責務等」(9 ページ～)をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

5 研究開発費

JST は委託研究開発契約に基づき、研究開発費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究開発費として研究機関に支払います。

5-1 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費： 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、消耗品等の購入費用等
- b. 旅 費： 研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者)および研究開発計画書記載の研究参加者等の旅費、招聘に係る旅費
- c. 人件費・謝金： 本研究開発のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
- d. その他： 上記の他、本研究開発を実施するための経費（研究成果発表費用(論文投稿料等)、会議費、運搬費、ソフトウェア外注製作費等)

※ 研究開発費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適切と考えられるもの
- ・外部企業等への研究開発要素を含む業務の再委託費

※ 本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳細は、「VII.10 オープンアクセスについて」(32 ページ)参照

VI.採択後の研究開発推進

- ※ JST では、委託研究開発契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳細は、最新の「委託研究開発計画事務処理説明書」等参照。
<http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/rdprog-manual>
- ※ 研究員等の雇用に際しては、「若手の博士研究員のキャリアパス支援」および「博士課程（後期）学生の処遇の改善」にご留意ください。詳細は、「VII.8 若手の博士研究員のキャリアパスについて」(31 ページ)参照。
- ※ 新たな研究設備・機器の購入に際しては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提とします。詳細は、「VII.9 研究設備・機器の共用促進について」(31 ページ)参照。

5-2 間接経費

間接経費は研究・開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費で、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）が措置されます。

研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。なお、本事業は競争的資金制度ではないため、競争的資金制度による資金配分を受けた場合に必要となる報告（競争的資金に係る間接経費執行実績報告書）の対象事業ではありません。

間接経費の主な使途の例は、当事業の委託研究開発契約事務処理説明書をご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/rdprog-manual>

5-3 研究開発費の年度を超えた繰越

大学等の非営利機関であって、複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、研究開発費を繰越することが可能です。JST への返金を行わず研究機関に研究開発費を残したままよい、一定の要件を満たせば研究機関の判断に基づいて繰越を実施できる等、手続きを簡便なものとしています。また、繰越額の確定報告の期限は次年度であって、研究開発進捗の状況から研究開発費に残余が発生した場合についても、一定の要件に合致すれば繰越可能です。

詳しくは、当事業の委託研究開発契約事務処理説明書をご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/rdprog-manual>

6 NBDC が運用するサービスへの協力

6-1 Integbio データベース カタログ

Integbio データベース カタログ (<http://integbio.jp/dbcatalog/>) は、国内データベースをほぼ網羅するデータベースの総覧です。

VI.採択後の研究開発推進

研究代表者には、新たなデータベース、ツール等を公開した時点及び関連情報に変更が生じた時点で情報提供していただきます。なお、本サービスから公開する情報は CC0（※）とします。

※詳細は以下をご覧ください。

Creative Commons — CC0 1.0 全世界

<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/deed.ja>

6-2 生命科学系データベース アーカイブ

生命科学系データベース アーカイブ (<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>) は、国内研究者から寄託を受けたデータベースを保全し、掲載、配布するサービスです。

研究代表者には、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に研究開発対象のデータベースのデータセットを本サービスへ寄託いただきます。なお、本サービスから提供するデータベースの利用許諾条件は、原則 CC BY-SA とします。そのほか、寄託に当たっての詳細は、「データベース寄託の応募横領」（※）を参照してください。

※データベース寄託の応募横領

<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/contents/deposit/application.html>

6-3 NBDC RDF ポータル

NBDC RDF ポータル (<https://integbio.jp/rdf/>) は、国内の生命科学系の RDF 形式データを検索・ダウンロードできるサービスです。

研究代表者には、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に研究開発対象のデータベースのデータセットを DBCLS RDF 化ガイドライン（※）に沿ったかたちで RDF 化し、本サービスへ寄託いただきます。

※DBCLS RDF 化ガイドライン

<http://wiki.lifesciencedb.jp/mw/RDFizingDatabaseGuideline>

6-4 NBDC ヒトデータベース

NBDC ヒトデータベース (<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>) は、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生されたデータ（ヒトに関するデータ）のリポジトリです。

研究開発の対象のデータベースに搭載予定の、ヒトに関するデータについて、可能なものは本サービスから取得することを検討してください。また、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータは、本サービスへ提供していただきます。提供に当たっては、NBDC ヒトデータ共有ガイドラインおよび NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン（※）を遵守してください。公開時期及び公開方法は、別途協議させていただきます。

※NBDC ヒトデータベース - ガイドライン

<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>

VII. 研究開発の実施に際しての注意事項

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

1 研究費の不正使用及び不正受給への対応

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、JST から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究開発費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究開発費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発課題に関して、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還を求めます。

本事業の研究開発費の不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者* に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請および参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降 1 年から 10 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

*「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度（※）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）

本事業において研究開発費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度において申請および参加が制限される場合があります。

*他の具体的な対象制度については下記の競争的資金制度一覧をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

その他、平成 28 年度以前に終了した(する)制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

本事業において、研究開発費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）につい

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

て、文部科学省においても原則公表されます。

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費等の使用の内容等	応募制限期間 (不正が認定された年度の 翌年度から *)
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

* 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

2-1 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

2-2 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

各研究機関（※）は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

※ 本事業では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究開発費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

新規採択により本事業を開始する研究機関および新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究開発契約締結日)までに、下記ウェブサイトの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。なお、平成28年9月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

※ チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成してください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

・「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

2-3 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

3-1 体制の整備等について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)の遵守が求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

3-2 取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムへの応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。

このため、下記 Web ページの様式に基づいて、研究開発の開始までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 28 年 7 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 Web ページをご覧ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記 Web ページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

4 研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用)があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1 年から 10 年間とします。なお、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から*1)	
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、および他府省の競争的資金制度(本章 1.脚注(24 ページ)参照)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、文

*1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

VII. 研究開発の実施に際しての注意事項

部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度(本章 1.脚注(24 ページ)参照)において申請および参加が制限される場合があります。

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

5 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒト E S 細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

6 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

VII.研究開発の実施に際しての注意事項

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムでは、博士課程（後期）学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

※ 博士課程(後期)学生をリサーチアシスタント(RA)として雇用する際の留意点

- ・ 給与水準を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究開発費に計上してください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。

8 若手の博士研究員のキャリアパスについて

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」(平成23年12月20日 科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。

これを踏まえ、本プログラムに採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員、またはアノテータ、キュレータ等を雇用する場合には、当該者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組を採択者の責務としています。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

9 研究設備・機器の共用促進について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システム* という。）を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成

VII. 研究開発の実施に際しての注意事項

27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

これらを踏まえ、大学及び国立研究開発法人等の研究機関においては、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについて、複数の研究開発費の合算による購入・共用、提案研究開発課題の推進に支障ない範囲での他の研究等による共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などを積極的に検討して下さい。所属機関・組織において機器共用システム等を構築している場合は、提案研究開発課題に活用可能な既存の機器等と重複の無いことを確認し、共用可能な機器の積極的な活用に努めてください。また、提案研究の直接経費で購入する研究設備・機器の機器共用システム等への積極的な登録を検討してください。なお、機器共用システムの活用状況については事後に確認することがあります。

なお、上記の機器共有システムは、「設備サポートセンター整備事業」によって整備されている設備サポートセンターの仕組み等の既存の取り組みや、「先端研究基盤共用促進事業（新たな共用システム導入支援プログラム）」に採択された研究組織が構築する共用システムなどが該当すると考えられますが、それ以外の各大学や国立研究開発法人等における研究組織が既に整備していたり今後構築する仕組みも該当すると考えられます。機器共用システムが構築されていない大学や国立研究開発法人等においては、これらを活用・発展させる等により、早期に構築されることが期待されます。

*今後、先端研究基盤部会を通じて、その取組を文部科学省がフォローアップしていきます。各大学等における担当窓口についても文部科学省ホームページを通じて公開されていく予定です。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

10 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。

詳しくは以下をご参照ください。 http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf

11 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。

詳しくは以下をご参照ください。 <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

VII. 研究開発の実施に際しての注意事項

12 採択された課題に関する情報の取り扱いについて

12-1 情報の取扱いと公表について

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

12-2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

13 researchmap への登録について

researchmap (旧称 ReaD&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 28 年 10 月現在、約 25.4 万人の研究者が登録しています。登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>)の履歴書作成機能ともシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけます。

researchmap に登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<http://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

VIII. Q & A

1 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

1-1 研究倫理教育に関するプログラムの内容について

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

(参考)平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部研究公正課
E-mail : ken_kan@jst.go.jp

1-2 プログラムの修了証明について

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提出の必要はありません。

1-3 修了証番号の申告について

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

CITI JAPAN COMPLETION REPORT	
JST 事業申請用 / JST Apply カリキュラム 修了証	
所属機関:	国立研究開発法人科学技術振興機構(申請用)
INSTITUTION:	Japan Science and Technology Agency(apply)
受講者名:	■■■■■ (ユーザID: ■■■■■)
(LEARNER)	Email: ■■■■■@■■■■■
責任ある研究行為ダイジェスト(RCR Digest):	
修了年月日(Passed on) 2016/11/22 (Ref #6557238) ←修了証番号	
単元名 (REQUIRED MODULES) <small>*単元名に英語表記のあるものは英語教材が提供されている単元です。</small>	完了日 (DATE COMPLETED)
責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version > Responsible Conduct of Research	2016/11/22
上記のとおり、CITI Japan 教材の履修を修了したことを証明します。	
CITI Japan プロジェクト	
CITI JAPAN PROGRAM	
発行月日(Printed on): 2016/11/22	

修了証見本

1-4 CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、NBDC ポータル公募情報ページ (<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) から受講をお願いします。

1-5 研究倫理教育に関するプログラムの受講期限について

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。今年度以降は応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

2 研究開発計画について

2-1 研究開発実施体制・予算配分について

Q 研究開発実施体制の共同研究グループの編成および共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究開発構想に対する実施体制について、研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究開発提案時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究総括からの指示により変更を依頼することはあります。

3 委託研究開発契約について

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関との委託研究開発契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(※)の形式をとるのですか。

※委託研究開発契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が委託研究開発契約を締結する形式のこと。

A 本事業では、委託研究開発契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に委託研究開発契約を締結します。

4 研究開発費について

4-1 研究開発費の使途について

Q プログラム作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。

5 応募方法について

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究開発契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。

VIII.Q & A

Q 締切時間までに入力を開始すれば応募は認められますか。

A 締切時間までに e-Rad 画面上で応募が完了することが必要です。締切後は、応募を一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

6 その他

6-1 面接選考

Q 面接選考会の日が都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更できますか。

A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。「スケジュール」に示す面接選考期間をご確認いただくとともに、面接選考の実施日程については、NBDC ポータルの公募情報ページ (<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) からお知らせいたしますので、ご確認ください。

6-2 採択後の異動について

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で研究開発の継続は可能です。異動に伴う研究代表者の交替はできません。

Q 研究開発実施中に移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関等に移動することはできますか。

A 当該委託研究開発費で取得した設備等の移動は可能です。委託研究開発費（直接経費）により取得した設備等は、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することとなっています。

IX. 問い合わせ先

疑問点等は、内容に応じて次表に示す連絡先へ問い合わせ願います。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには、一切お答えできません。

内容	機関・部署名	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の内容、応募手続き ・利害関係等についての問い合わせ ・応募後に他の競争的資金等に採択された場合の連絡 	JST NBDC 公募担当	E-mail : nbdc-funding@jst.go.jp Tel : 03-5214-8491 (受付時間 : 10:00~12:00 /13:00~17:00) ※土日祝祭日、12月29日~1月3日を除く
不正経理、研究不正、利益相反、研究倫理教育に関するプログラム等	JST 監査・法務部 研究公正課	E-mail : ken_kan@jst.go.jp
e-Rad の操作方法	文部科学省 e-Rad ヘルプデスク	Tel: 0570-066-877 ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日~1月3日）を除く

以下の Web サイトに関連情報が掲載されています。合わせてご参照ください。

内容	参照先
公募に関する情報	NBDC ポータル 公募情報ページ : http://biosciencedbc.jp/funding/fund
委託研究開発契約	NBDC ポータル 委託研究開発契約ページ : http://biosciencedbc.jp/tec-dev-prog/rdprog-manual
e-Rad 操作方法	e-Rad ポータルサイト : https://www.e-rad.go.jp/
	よくある質問と答え : http://faq.e-rad.go.jp
	研究機関事務代表者・事務担当者用マニュアル : https://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html
研究公正	研究者用マニュアル : https://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html
研究公正	研究公正ポータル : http://www.jst.go.jp/kousei_p/
研究倫理	研究倫理 : http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html
ダイバーシティ推進	J S T 事業参画研究者等に対する取り組み : http://www.jst.go.jp/diversity/research/index.html